

市税等の徴収に係る事務監査の実施に関する要領

1 趣旨

この要領は、市税事務所における市税（個人の県民税を含む。以下同じ）、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料及び下水道使用料（以下「市税等」という。）の徴収に係る事務監査（以下「監査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 監査事項及び目的

市税等の徴収、延滞金減免及びその他税務部長が必要と認める事項について監査し、事務執行の法令遵守、適正化及び統一化を図ることを目的とする。

3 実施体制

- (1) 監査を統括する者として監査統括責任者を置き、税務部長をもって充てる。
- (2) 監査の実施に関する責任者として監査実施責任者を置き、納税管理課長をもって充てる。
- (3) 監査事務に従事する者（以下「監査事務従事者」という。）は、納税管理課に所属する職員のうちから監査統括責任者が選任する者とする。

4 実施の時期

監査は、東部市税事務所及び西部市税事務所に対し、毎年度1回を基本として実施するものとする。ただし、実施回数は必要に応じて変更できるものとする。

5 実施の通知

監査統括責任者は、監査を実施しようとするときは、あらかじめ監査の目的、期日、項目その他監査の実施に関し必要な事項を、市税事務所長に通知するものとする。

6 実施後の手続

- (1) 監査事務従事者は、監査終了後、監査の結果について、講評を行うものとする。
- (2) 監査統括責任者は、監査を実施した後、監査の結果について市税事務所長に通知するものとする。
- (3) 監査統括責任者は、監査の結果、是正又は改善を要すると認める事項があったときは、必要に応じ当該事項に係る是正又は改善のために講ずべき措置について、市税事務所長に報告を求めるものとする。

7 事後監査

- (1) 監査統括責任者は、6（3）の規定により報告を求めた場合において、必要と認めるときは、当該報告に係る措置の実施状況等について当該課に対し、事後監査を行うものとする。
- (2) 事後監査を実施する場合には、5並びに6（1）及び（2）の規定を準用する。

8 その他

この要領に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は税務部長が定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年11月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。